様式第３号E（用途変更）

農用地利用計画変更調書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 案件番号 |  |  | 変更区分 | 用途区分の変更 | → |
|  | |

１　農用地利用計画の変更が必要な事業計画等の概要

　(1) 事業計画の内容

|  |  |
| --- | --- |
| ①事業計画者 | 住　所：  氏　名： |
| ②土地の権利移動の予定 | 譲受人（賃貸人）：  譲渡人（賃借人）： |
| ③変更の理由 |  |
| ④変更後の土地利用計画　 （施設の種類、規模・面積等） |  |
| ⑤事業内容  （製造・加工・販売施設及 び農家レストランとして 　変更する場合のみ記載）  ※ガイドライン第２-４-(3)参照 | ・事業計画者は耕作又は養畜の業務を営む者であるか。  ・農業者自らの生産する農畜産物等の使用の割合が他の農畜産物よりも量的又は金額的に多いか（農業用施設事業計画書（ガイドライン参考様式集第９参照）を添付） |

(2) 事業計画全体の土地利用計画 　 (単位：㎡）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　 　分 | 事業計画全体面積 |  |
| うち農地転用予定 |
| 農用地区域内 　　 　　 ① |  |  |
| 農用地区域外 ② |  |  |
| 合　　計 　　 ①＋② |  |  |

(3) 農用地利用計画の変更に係る土地の所在地等

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 所　　在　　地 | 地目等 | | 現在の  利用状況 | 用途区分 | | 面積（㎡） |
| 登記簿 | 現 況 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  | | | | 合 　計 | |  |

※　地目等の現況欄は、「田」「畑」「樹園地」「採草放牧地」「農業用施設用地」「混牧林地」「山林」「原野」「その他」のいずれかを記入する。土地改良施設については「その他」で記入する。

なお、違反状態のものは、違反前の現況地目について記載する。（指導や許認可が必要となる可能性があるため。）

※　現在の利用状況は、「田」「畑」「荒廃農地」「農業用倉庫」「畜舎」「排水路」「山林」「住宅（違反）」等を記載する。

２　用途変更基準の検討（施行規則第４条の２第１項第２号、ガイドライン）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 基　　　　準　　　　等 | | 検　　討　　結　　果 | |
| ○×－ | 判　　断　　理　　由 |
| ① | ○具体的な計画があり、不要不急でない。 | |  |  |
| ○施設の規模やそれに伴う用途変更面積が過大でない。 | |  |
| ② | ○農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない。 | |  |  |
|  | ・高性能機械による営農や効果的な病害虫防除等に支障が生じるおそれがない。 |  |
| ・農業生産基盤整備事業や農地流動化施策への支障が生じるおそれがない。 |  |
| ③ | ○計画地及び周囲にため池、排水路等の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない。 | |  |  |
|  | ・土地改良施設の毀損により土砂の流出、洪水等の災害を発生させるおそれがない。 |  |
| ・農業用用排水施設等について、土砂等の流入による用排水停滞や汚濁水の流入等を発生させるおそれがない。 |  |
| ・必要に応じ施設の設置者・管理者等と調整している。 |  |

３　農業関連事業等との調整状況等

(1) 土地改良事業等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地改良事業等の計画・実施等の有無 |  | 有 |  | 無 |

※土地改良事業等については下記参照のこと。

〈有る場合〉 調整状況等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 土地改良事業等  ・計画・実施中事業、県単独事業を含む。（市町村・県のNN部局に確認する）  ・完了後８年経過の有無に関係なく記載する。  ・完了年度については、完了公告を確認して記載する。（機能監視期間、事業繰越に留意）  【調整内容】  　NN部局等と調整（確認）を行う。  ・土地改良事業等に支障がないか。（２号要件関係）  ・土地改良施設の機能に支障がないか。（４号要件関係）  　その他、受益地除外、補助金返還、財産処分等についての確認・連絡を行う。 | 事　業　名  （事業主体） | （ ） |
| 事業工事完了 | 年度（計画・実施中の事業は予定） |
| 調整状況等  （市町村・県NN部局、  施設管理者等） |  |
| 事　業　名  （事業主体） | （ ） |
| 事業工事完了 | 年度（計画・実施中の事業は予定） |
| 調整状況等  （市町村・県NN部局、  施設管理者等） |  |
| 事　業　名  （事業主体） | （ ） |
| 事業工事完了 | 年度（計画・実施中の事業は予定） |
| 調整状況等  （市町村・県NN部局、  施設管理者等） |  |

※　NN部局とは、農業農村整備事業（土地改良事業等）を担当する部署を指す。

(2) 交付金等

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 法 令 ・ 交 付 金 | | 設 定 状 況 及 び 調 整 状 況 等 | | | | | |
| ①農地中間管理事業の推進に関する法律（法第２条第５項） | | 農地中間管理権 | |  | 有（存続期間：　 年　 月～ 年 月） |  | 無 |
| 調整状況等 | |  | | | |
| ②農業経営基盤強化促進法 | | | | | | | |
|  | 農用地利用集積計画関係  (法第18条） | 利用権設定等 | |  | 有（権利の種類：　　　　）※予定含む |  | 無 |
| 調整状況等 | |  | | | |
| 農用地利用改善事業の特例関係  (法第23条の２） | 農用地利用規程 | |  | 有（有効期間： 年 　月～ 年　月） |  | 無 |
| 調整状況等 | |  | | | |
| ③多面的機能支払交付金 | |  | 有(調整状況：　　　　　　　　　　　　 　　 ) | | |  | 無 |
| ④中山間地域等直接支払交付金 | |  | 有(調整状況：　 　　　　　　　　　　 　　 ) | | |  | 無 |
| ⑤環境保全型農業直接支払交付金 | |  | 有(調整状況：　　 　　　　　　　　　　 　 ) | | |  | 無 |
| ⑥その他（　　　　　　　 ） | |  | 有(調整状況：　　　 　　　　　　　　　 　 ) | | |  | 無 |

４　主な関係法令等の許可見込み等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 当該地における開発行為（工事等）の有無 |  | 有 |  | 無 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　 ※無の場合は(1)、(2)への記入は不要

(1) 主な関係法令等の許可見込み等（県同意基準）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 法　 令 | | | | 許　可　見　込　み　等 | | | | | |
| 農地法　転用許可 | | | |  | 許可見込み |  | 許可不要 |  | 該当無し |
|  | 許可見込み又は許可不要の場合（転用予定地に農地を含む場合） | | | | | | | | |
|  | 農用地の集団性 | |  | 20ha以上 |  | 10ha以上20ha未満 |  | 10ha未満 |
|  | 変更後農地区分 | | 該当する転用許可基準・許可不要例外規定等 | | | | | |
|  | 農用地区域内農地 | *(例：農用地利用計画に指定された用途に供するなど)* | | | | | |
| 都市計画法 開発許可 | | | |  | 許可見込み |  | 許可不要 |  | 該当無し |
| 森林法 林地開発許可 | | | |  | 許可見込み |  | 許可不要 |  | 該当無し |
| その他（　　　　　） | | | |  | 許可見込み |  | 許可不要 |  | 該当無し |

(2) 農振法の開発許可申請の要否（法第１５条の２）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 開発許可申請の要否 |  | 要 |  | 否 |  |

※開発許可申請不要の場合（いずれかに該当）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 土地改良事業の施行として行う行為 |
|  | 農地法の転用許可に係る目的に供するために行う行為 |
|  | 農作物栽培高度化施設の用に供するために行う行為 |
|  | 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の定めるところによって権利設定又は移転された土地を当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供するために行う行為 |
|  | 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則第36条で定めるもの  （　　　　　 　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　 　　　　　） |
|  | その他（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　） |

５　その他（補足事項等）

|  |
| --- |
|  |

　※１～４に記載した内容の補足又はそれ以外の特記事項を記載する。

　※違反状態であるものについては経緯等を記載する。

６　市町村の総合的判断

|  |
| --- |
|  |

７　添付資料

(1) 位置図（複数案件がある場合はまとめて作成してもよい）

(2) 農振図（農用地の集団性の確認できる広域図及び計画地周辺の詳細図）

(3) 計画地及びその周辺の状況等がわかる字図、写真等

(4) 事業計画に係る施設の配置図等

(5) 農業用施設事業計画書（製造・加工・販売施設及び農家レストランとして変更する場合